

## 教材における正誤のお知らせ

このたび教材につきまして、下記の正誤が発見されました。受講生の皆様にはご迷惑をおかけしました。誠に申し訳ございませんでした。お手数ではございますが修正の上ご使用くださいますようお願い申し上げます。

末筆ながらスタッフ・講師一同、皆様の合格を心より祈念しております。

	誤	正
基本テキスト・民法 P240 440 条表題	第 440 条〔連帯債権者の 1 人～	第 440 条〔連帯債務者の 1 人～
基本テキスト・民法 P290 (2) 2 行目	～、192 条の規定に従い～	～、196 条の規定に従い～
基本テキスト・民法 P300 (b) ア) 1 行目	～登記されている物を所有する ときは、～	～登記されている建物を所有す るときは、～
過去問集・憲法基礎法学 P. 22 問題 7・解説 肢 5・4 行目	～肩入れの場合のような～	～雇入れの場合のような～
過去問集・民法 P. 5 問題 1・解説 学習のポイント 3 行目	～補助人の代理権や同意見の～	～補助人の代理権や同意権の～
過去問集・民法 P. 266 問題 122・問題 肢 1 2 行目	～ここにいう定型約款とは～	～ここにいう定型取引とは～
過去問集・民法 P. 405 問題 186・解説 肢ウ 2 行目	～特に期間制限なく参入対象～	～特に期間制限なく算入対象～
過去問集・行政法(上) P. 367 問題 168・解説 肢 5・差し替え	5 ○ 審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨ならびに再審査請求をすべき行政庁および再審査請求期間を記載して、これらを教示しなければなりません(50条3項)。	